市民協働指針(仮称)

(素案)

閲 覧 期 間 平成 29 年 11 月 17 日~平成 29 年 12 月 8 日

意見募集期間 平成 29 年 11 月 17 日~平成 29 年 12 月 8 日

1 策定の趣旨	1
(1) 策定の背景と目的(2) 本指針の位置づけ①総合計画との関係 ②本指針の役割	
2 これまでの取組と見直しの視点	4
(1) 秋田市における市民協働の変遷 (2) これまでの取組と評価 (3) 見直しの視点 ①参加から参画へ ②市民活動団体への支援拡充 ③地域づくり組織を核とした住民主体のまちづくりの実践 ④新しい公共の推進 ⑤市民活動を取り巻く環境変化への対応	5
3 市民協働の基本原則	9
 (1) 市民協働の拡大 (2) 市民協働の意義 ①「人」生き生き輝く人づくり ②「まち」住民自治のまちづくり ③「くらし」絆で支え合うくらしづくり 	
③「くりし」神で文だら ブくりし ブくり	
4 市民協働を推進するための基本方針————————————————————————————————————	12
	— 12
4 市民協働を推進するための基本方針 (1) 市民の公益活動への参画促進 ①市民交流サロンを中心に市民活動への参画を促進します ②市民サービスセンターを中心に地域活動への参画を促進します (2) 公共の担い手の支援 ①市民交流サロンを中心に市民活動団体への支援を拡充します ②市民サービスセンターを中心に地域自治活動団体への支援を拡充します (3) 未来をつくる市民協働事業の実践	— 12 ——12 ——13
4 市民協働を推進するための基本方針 (1) 市民の公益活動への参画促進 ①市民交流サロンを中心に市民活動への参画を促進します ②市民サービスセンターを中心に地域活動への参画を促進します (2) 公共の担い手の支援 ①市民交流サロンを中心に市民活動団体への支援を拡充します ②市民サービスセンターを中心に地域自治活動団体への支援を拡充します (3) 未来をつくる市民協働事業の実践 ①多様な主体との連携を促進する人材を育成・フォローします ②マッチング機会を創出 ③市民協働事業提案を事業化します ④連携するためのルールをつくります	— 12 ——12 ——13 します
4 市民協働を推進するための基本方針 (1) 市民の公益活動への参画促進 ①市民交流サロンを中心に市民活動への参画を促進します ②市民サービスセンターを中心に地域活動への参画を促進します (2) 公共の担い手の支援 ①市民交流サロンを中心に市民活動団体への支援を拡充します ②市民サービスセンターを中心に地域自治活動団体への支援を拡充します (3) 未来をつくる市民協働事業の実践 ①多様な主体との連携を促進する人材を育成・フォローします ②マッチング機会を創出	— 12 ——12 ——13 します

資料編

市民協働指針策定懇話会設置要綱 市民協働指針策定懇話会委員

1 策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

人口減少・少子高齢化など、本市を取り巻く環境は常に変化している中で、市民の生活様式の変化や経済・社会・文化面での成熟化とともに地域における課題もこれまでと比較にならないほど多様化し、複雑さを増しています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に選ばれる秋田市を実現するためには、市民と行政、企業等様々な主体が一体となって、それぞれの長所を生かしながら、役割分担をしてまちづくりを行っていく行政運営手法への転換が最も効果的であると考えます。

そのため、秋田市では、平成16年に策定した「秋田市市民活動促進基本方針」※1と平成 18年に策定した「住民自治の充実を目指して」※2を拠り所として、市民協働と都市内地域分 権の推進に取り組んできました。

この取組からおよそ10年が経過し、市民協働・都市内地域分権の拠点となる市民サービスセンターを市内7地域に設置し、市民サービスセンター毎に地域づくり組織※3が設立され、市民協働・都市内地域分権を推進するための環境は整いつつあります。

今後は、社会の変化や地域の実情等に照らしてこれまでの取組を評価した上で、基本姿勢を継承しつつ、市民サービスセンターを拠点に市民と協働して各地域の特色あるまちづくりを具体的に進めるための新たな取組等を加え、市民協働の着実なステップアップを図るために新たな指針を策定するものです。

※1「秋田市市民活動促進基本方針」

市民活動を通じた自己実現のサポートおよび新たなコミュニティと人的ネットワークづくりのために、市民活動を促進し、市民協働によるまちづくりの布石とするための指針である。

※2「住民自治の充実を目指して」

市政を取り巻く環境変化(地方分権、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政事情、少子高齢化等)に対応するためには、自治意識を高め「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の充実が必要であり、その手段として「市民協働」「都市内地域分権」という新たな行政運営手法を推進するための指針である。

※3「地域づくり組織」

地域の市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域の市民と市の協働によるまちづくり活動の提案 等を行うことを目的に、7つの市民サービスセンター単位に結成。市民サービスセンターの指定管理も行う。

(2) 本指針の位置づけ

① 総合計画との関係

本市では、これまで、市民協働を、総合計画推進のための重要な視点と位置づけており、 市民協働の視点はすべての施策におよぶものとなっています。

本指針は、総合計画を補完する行政活動の指針であり、市民協働を具体的に実現するための基本方針や取り組み事項を示すものです。

② 本指針の役割

本指針は、住民※1自治の理念のもと、都市内地域分権の一層の定着を図るとともに、市民の参加と協働によるまちづくりを具体的に実践するため、市民協働の目的と基本理念、意義などの基本的な考え方と、市民の市政や公共的活動への参画を促進する取組、公共の担い手を支援する取組、市民協働によるまちづくりを実践する取組など、基本的な取組の方向性を明示して、市および市民※2が共有するものです。

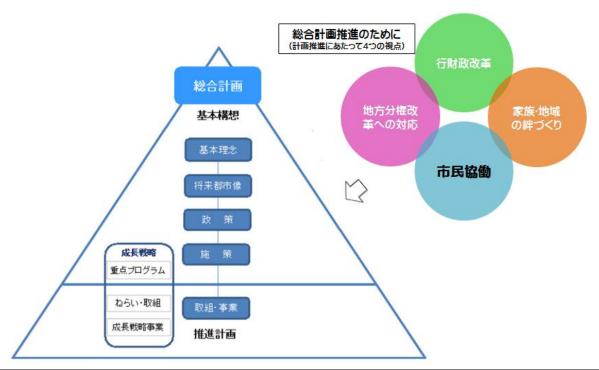
※1「住民」

秋田市に住所を有する者であり、自然人および法人の双方を含む。

※2「市民」

①住民②住民に準ずる者(=住民ではないが、秋田市の区域内に居所、事務所、事業所、営業所等を有し、秋田市に対して地方税を納入する義務がある等秋田市の事務事業に利害関係のある者)③上記以外で秋田市内で学ぶ者、活動する者、事業を覚む者等

○「新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)」



(基本構想 第4 総合計画推進のために)

本市では、市民自らが主体となって「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」<u>住民自治の理念のもと</u>、<u>都市内地域分権の一層の定着</u>を図るとともに、<u>市民の参加と協働によるまちづくりの実践</u>に努めます。

特に、市政のあらゆる分野において市民力を発掘し、その先進性や実効性をいかしてともに取り組むため、行政のコーディネート能力の向上を図り、「市と市民が共通の目的を達成するために協力して働く」<u>市民協働のステップアップ</u>に努めます。

「新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)」より抜粋



~秋田市の市民サービスセンターと都市内地域分権とは~

「市民サービスセンター」は、支所の機能(行政サービス)と公の施設(市民利用施設)の機能を併せ持つ施設であり、東部・西部・南部・北部・中央・河辺・雄和の7地域に設置されています。

また、「都市内地域分権」とは、行政内部での権限を市民サービスセンターへ移譲することにより、地域の実情に応じて行政サービスを最適化・効率化させること(行政内分権)、行政から地域団体へ権限を移譲することにより市と地域づくり組織を中心とした地域住民が連携し、地域課題を解決し快適な地域づくりを行うこと(地域内分権)を併せた秋田市独自の政策用語であり、秋田市市民サービスセンター条例の第1条に規定されています。

秋田市市民サービスセンター条例 第1条(設置)

- ①「身近な行政サービスの提供および地域に密着した事業の執行」 市民の利便性や地域の実情に応じた迅速な対応が望まれる事務について、市民に身近で、市民の声が届きやすく、また地域の実情に目配りができ、きめ細やかな対応ができる市民サービスセンターで行政サー
 - ビスを提供しようとするもの。(行政内分権)
- ②「地域の課題を解決するとともに市民の自主的な地域自治活動を促進しおよび生涯学習を支援すること」 地域の潜在力を十分に発揮する市民組織(地域づくり組織)を設立し、市民と市が相互に連携し、とも に担い手となって、地域の課題を解決し、ともに学び、住みやすい快適な地域づくりを目指そうとするもの。(地域内分権)

地方分権改革が目指す分権型社会は、国や県が持っている権限や予算が基礎自治体である秋田市に移譲されることであり、必然的に、基礎自治体の構成要素である秋田市(団体自治)と そこに住む住民(住民自治)の責任と役割が増大することを意味しています。

少子高齢化、人口減少、厳しい財政事情、市民意識やニーズの多様化·高度化等の課題が山積 している中で、地域の特性を生かした魅力的な秋田市を形成・維持していくためには、秋田市 (団体自治)とそこに住む住民(住民自治)がともにレベルアップ(団体自治・住民自治の充 実)していく必要があり、そのための新たな行政運営手法が「都市内地域分権」です。

「市民サービスセンター」は、市と地域づくり組織を中心とした市民や町内会、ボランティア、NPOその他の民間企業などが効率的で適切な役割分担のもと相互に連携しながら、地域の課題を解決し、地域の特性を生かした地域づくりを行い、地域における公共を支える等の新たな仕組み(市民協働·都市内地域分権)による活動を促進し、支援し、つなげるためのプラットフォームとなります。

2 これまでの取組と見直しの視点

(1) 秋田市における市民協働の変遷

本市では、市民協働推進の理念を総合計画に位置づけ、具体的な指針として、「秋田市市民活動促進基本方針」および「住民自治の充実を目指して」の二つにより、市民協働と都市内地域分権の一体的な推進に取り組んできました。

平成15年 第10次秋田市総合計画 →市民力の発揮による市民協働の推進(見直しの視点) 秋田市市民活動促進基本方針(平成16年3月) →市民活動を促進して協働の環境づくり 秋田拠点センターアルヴェに「市民交流サロン」オープン (平成16年7月) 住民自治の充実を目指して(平成18年3月) →市民協働・都市内地域分権を一体的に推進 →その拠点として市民サービスセンターを整備 平成19年 第11次秋田市総合計画 →市民協働・都市内地域分権の推進(重点・横断テーマ) 「西部市民サービスセンター」オープン(平成21年5月) |県都『あきた』成長プラン(第12次秋田市総合計画) 平成23年 →協働によるまちづくりの実践・拡大(計画推進の視点) 平成28年 |新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画) →市民協働のステップアップ(計画推進の視点) 「中央市民サービスセンター」オープン(平成28年5月) 市内全地域(7地域)にサービスセンター開設

【(仮称)市民協働指針(平成30年 月) →「秋田市市民活動促進基本方針」「住民自治の充実を目指して」を継承し、

・「秋田市市氏活動促進基本方針」「任氏自治の允美を目指して」を極承し 新たな取組を加え、市民協働の着実なステップアップ コラム2

~市民交流サロン~

「市民交流サロン」は、秋田拠点センターアルヴェ公共棟「市民交流プラザ」内にあるNP 〇やボランティア団体等の市民活動の育成・支援を担う中核施設です。

市民活動に必要な情報収集や情報交換、資料づくり等ができるスペースを提供するほか、市民活動支援アドバイザーを配置し、様々な相談に応じる体制を整え、市民活動への理解や関心を高めるフェスタ、講座、ワークショップ等の開催を通じ、活動の支援と育成を行っています。

具体的には、ホームページやSNSを活用した市民活動に関する全般的な情報提供、市民活動団体のニーズに応じた活動のスペースの充実、活動を希望する人に対して希望に合った活動を紹介するなどのマッチングやコーディネート、交流企画等により市民活動団体間の交流の促進を図り、市民活動を行う市民一人ひとりがステップアップしていけるような側面的支援を行い、共通の目的で結ばれた新たな人的ネットワークの形成につなげています。

(2) これまでの取組と評価

これまでの指針の基本姿勢を継承しつつ、新たな取組を加えた指針を策定するため、平成 16年に策定した「秋田市市民活動促進基本方針」と平成18年に策定した「住民自治の充実を 目指して」による取組について評価をしました。

「秋田市市民活動促進基本方針」

概要

市民活動を通じた自己実現のサポートおよび新たなコミュニティと人的ネットワークづくりのために、市民活動を促進し、市民協働によるまちづくりの布石とするための指針。

指針。			
主な取組	評価		
◎市民活動への参加を促進する施	・市民活動団体の活動状況、企画等の情報発信に取り組んだ。		
策	・市民交流サロン、秋田市ボランティアセンターの設置によ		
・市民活動に関する情報提供	り、市民活動団体等の参加と交流の場が整った。		
・市民活動の交流の場整備	・福祉ボランティアや市民活動団体のコーディネート、市民		
・社会参加活動の仲立ち	活動に携わるリーダー的人材の育成等に取り組んだ。		
◎市民活動への支援策	・市民交流サロンを中央市民サービスセンター(協働・分権		
・市民活動促進に関する庁内体制	担当)の所属とし、市民活動団体と市民協働を実践してい		
の整備	くための庁内体制を整え、市民協働について一体的に推進		
・資金確保に関する支援	された。		
	・市民活動を財政面で支える地域愛形成事業において新		
	規の事業採択は少なかった。		

- ◎新たな人的ネットワーク形成の ための施策
- ・市民活動間の交流の促進に対する支援
- ・市民交流サロンで実施する市民活動支援講座・企画(サロンカフェ・市民活動フェスタ等)により、市民活動への参加と市民活動団体の交流に努め、人的ネットワークが形成され、新たな団体が多数生まれたが、小規模な団体が多い。
- ◎市民と行政との協働推進に関する方策
- ・市民と行政との協議の場づくり
- ・市民活動との協働に関する庁内 体制の整備
- ・行政情報の公開
- ・市施策に市民の意見を反映する ためのルールづくり
- ・市長ふれあいトーク、対話集会、市民100人会、ワークショップの開催等市民と行政の協議の場が設置された。
- ・職員研修体系の中で、市民協働を効果的に実践するための 考え方や手順を学ぶとともに、業務等を題材にした協働事業の提案につなげる研修を実施した。
- ・情報公開条例、しあわせづくり秋田市民公聴条例の制定により、行政情報の公開、意見聴取のルールづくりの環境が 整った。

総 括

市民交流サロンで実施する市民活動入口講座・企画、しあわせづくり秋田市民公聴条例等により、市民活動への参加を促す体制は構築された。人的ネットワーク構築の施策により、市民活動は促進され、新たな団体が多数生まれたが、小規模な団体が多い。

「住民自治の充実を目指して」

概要

市政を取り巻く環境変化(地方分権、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政事情、 少子高齢化等)に対応するためには、自治意識を高め「自分たちの地域は自分たちでつ くる」という住民自治の充実が必要であり、その手段として「市民協働」「都市内地域 分権」という新たな行政運営手法を推進するための指針。

主な取組	評価
◎住民自治の充実	・市民サービスセンターの整備により「身近な行政サー
・地域の市民に密着した行政サービス	ビスを身近な場所で提供することができる」「地域の
の展開	課題は地域で解決することができる」体制が整った。
・市民との新たな関係性の構築	・地域での主体的な活動は生まれたが、地域における行
	政サービスを、従前のように市だけで行うのではな
	く、市民や町内会、ボランティア、NPO、企業、地
	域づくり組織等と連携して行う事例が少ない。
◎住民自治の充実を担う新たな市民	・7 つの市民サービスセンター毎に、住民自治の充実を
組織(地域づくり組織)の結成支援	担う新たな市民組織(地域づくり組織)が結成された。
・地域づくり組織の設立	・地域の実態に即したまちづくりについては、実践例が
・地域の実態に即したまちづくりの展開	少ない。

◎新たな行政運営の姿を構築するための手法

- ・市民協働の推進
- · 都市内地域分権

- ・本市における市民協働が定義され、職員研修等により 市民協働の概念が徐々にではあるが広まっている。
- ・市民サービスセンターが整備され、センターへの予算 配分、センター長の権限拡充、地域づくり組織の結成 等都市内地域分権の環境は整った。
- ・市民サービスセンターと地域づくり組織との連携によるまちづくりについては、実践例が少ない。

総 括

市民サービスセンターの整備、それに伴う地域づくり組織の設立、自治意識の醸成や地域での 主体的活動を支援する地域づくり交付金制度の創設など、地域の課題は地域で解決するという住 民自治のための体制は整備され、徐々に実践例がでてきている。

(3) 見直しの視点

これまでの取組と評価、市民活動※1や地域活動※2を実施している団体等へのアンケート結果等を踏まえ、本市を取り巻く環境の変化等を総合的に勘案し、下記の視点で見直しをします。

① 参加から参画へ

市長ふれあいトーク、市民100人会、しあわせづくり秋田市民公聴条例、市民交流サロン、 市民サービスセンターの設置等により、市民が市政に参加するための環境は、整ってきま した。

今後は、より多くの市民が市政や公共的活動に参加できるよう周知方法に配慮しつつ、 市民協働によるまちづくりの具体的な実践に向けて、市政や公共的活動への参加者※3が円 滑に参画者※4に変われるような環境づくりが必要です。

② 市民活動団体への支援拡充

市民交流サロンを中心に、市民活動の情報発信、相談業務を行うほか、市民活動啓発・支援事業を通じて交流の場づくり、市民活動に携わるリーダー的人材の育成に取り組んできており、市民活動団体の数は増加傾向にありますが、小規模な団体が多いのが現状です。

今後は、小規模な団体が、市と市民協働により事業を実践できるよう、市民活動団体の法 人化や運営体制強化に向けた支援拡充が必要です。

③ 地域づくり組織を核とした住民主体のまちづくりの実践

市民協働·都市内地域分権を一体的に推進するための拠点としての市民サービスセンターの整備と地域づくり組織の設立により、住民主体のまちづくりを推進する環境は整いました。

今後は、地域づくり組織を中心とした地域住民と市民サービスセンターが連携し、住民主体の個性あるまちづくりを進めるための取組を具体的に実践していく必要があります。

④ 新しい公共の推進

「新・県都『あきた』改革プラン(第6次秋田市行政改革大綱)実施計画」では、市民やNPOなど多様な主体による新しい公共※5を推進するための新たな支援策として、つむぎすと講座※6(人材育成)、市民協働ミーティング※7(マッチング機会創出)、協働サポート交付金※8(市民協働事業提案制度)を実施項目に位置づけています。

今後は、これらの事業が相乗的な効果を生み出すよう様々な主体との連携を図りながら、 市民協働の実践を全市的に広げていく必要があります。

⑤ 市民活動を取り巻く環境変化への対応

「特定非営利活動促進法」の平成23年改正に伴う税制優遇、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行に伴う法人化手続きの簡素化、「地域再生法」の改正に伴う地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)の創設等公共を支える担い手としてNPO法人や企業のCSR※9等の社会貢献活動に関する期待は高まっています。

こうした流れを受け、今後は、秋田県のあきた中央市民活動サポートセンターとのさらなる連携なども視野に入れながら、市民活動団体の法人化に向けた支援や企業との連携も含めた市民協働を推進していく必要があります。

※1「市民活動」

よりよい社会を作るための市民の自発的・主体的活動の総称

※2「地域活動」

特定の地域における市民活動やサークル活動

※3「参加」

自覚や関心をもった地域・社会活動への初期的参加。

※4「参画」

地域・社会の公共的活動への主体的な参加。政策・計画への提言・提案。

※5「新しい公共」

「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。(内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)

※6「つむぎすと講座」

市と市民活動団体等の協働を促進するために、市と市民活動団体等を結ぶ人材を養成する講座。市民と市職員がともに学び、協働に欠かせない「つながり」を育む力を身につける。

※7「市民協働ミーティング」

市、市民、市民活動団体、地域活動団体、社会貢献活動を行う企業等の多様な主体と主体間の関係をつむぐ役割を担う人材が、一堂に会して交流をはかり、顔の見える関係性を築く場である。この事業により、主体間の連携を促進し、それぞれの活動の幅を広げ、新しい活動の創出や地域課題・社会的課題の解決を目指すもの。

※8「協働サポート交付金」

地域課題や社会的課題の解決を目指し、本市と協働で事業を実施する市民活動団体等の優れた提案に、秋田市協働サポート交付金を交付する事業。事業は、対等な立場で協定を締結し、実施される。

※9 「CSR(Corporate Social Responsibility)」

企業の社会的責任。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業 行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダー※10からの信頼を得るための企業のあり方を指す。(経済産業省) ※10「ステークホルダー」

企業や消費者、投資家、労働者、NPOなど、社会の様々な立場にある組織や個人が、対等な立場で、プロセスに参加し、学び、協力し、それぞれの役割を果たしながら、協働して課題解決にあたる合意形成の枠組を「マルチステークホルダー・プロセス」といい、この場合、課題解決の鍵を握る組織や個人をステークホルダーという。(内閣府)

3 市民協働の基本原則

(1) 市民協働の拡大

本市では、「市民協働」を、市と協力する様々な主体が「市民と市が共通の目的を達成するために、協力して働くこと」と定義し、その範囲を市がサービスを行っている範囲としてきました。

しかし、本市の持続可能な発展を実現するためには、様々な主体が、公共(社会全般)の利益のための活動に参加し、当事者として、それぞれの役割を果たすことが重要であり、市も公共を支える主体の一つとして、市がサービスを行っている範囲を越えて公共を支えていく場合があり、今後、その機会を増やしていく必要があります。

そのため、本指針では、こうした活動も含め「市民協働」の範囲を拡大します。

これまでの市民協働の定義(住民自治の充実を目指して 平成18年3月)

1 市民協働の概念

市がサービスを行っている範囲において、「市民と市が共通の目的を達成するために、協力して働くこと」とする。

- 2 市民協働による行政サービス提供のあり方 行政サービスの提供のあり方は、市民と市が目的を共有し、相互に連携・分担する様々 な関係を想定する。
- 3 市民協働の主体

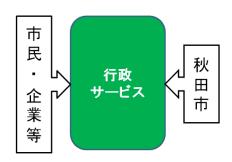
市民協働の主体は、住民に限らず誰もが参加できる団体、地域で活動する民間団体(公益団体および営利団体)、企業など共通の目的を達成するために市と協力する様々な主体と市が想定される。

4 市民協働の段階

行政により提供されるサービスは、「計画」「決定」「執行」「評価」の4つの段階に分けることができる。市民協働による行政サービスの提供とは、サービスの実施だけを行政に協力して行うことを指すのではなく、行政サービスの計画、決定、執行、評価・改善のそれぞれの段階において、市と相互に連携して行うことを想定している。

【これまでの市民協働】

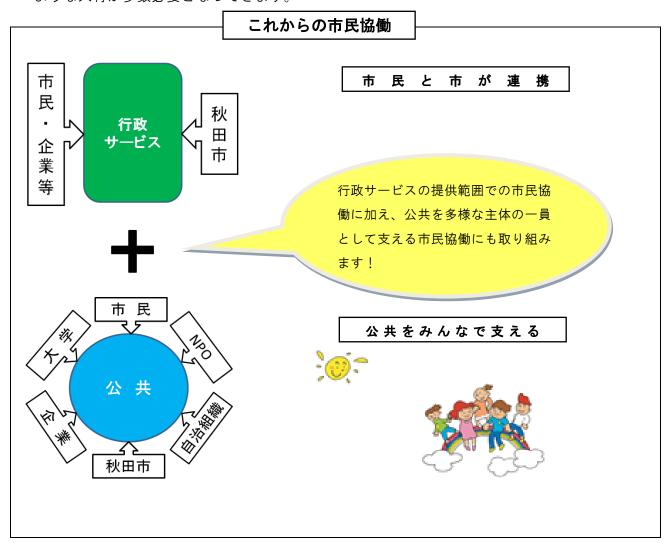
これまでは、本市の行政サービスを市民と市が連携して行うこと(行政サービスを提供する 範囲)を市民協働と定義してきました。



【みんなで公共を支えるこれからの市民協働】

これからは、公共を多様な主体の一員として支えること(行政サービスを提供する範囲に限らない)を市民協働の定義に加え、一人ひとりに居場所と出番があり、人の役に立つ幸せを大切にする社会の実現を目指します。

そのため、社会全体として適切な役割分担をコーディネートする役割を担う「つむぎすと」のような人材が多数必要となってきます。



(2) 市民協働の意義

人口減少・少子高齢化、そして地方創生など、本市を取り巻く環境が常に変化している中、 総合計画に掲げる基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」は、本市の まちづくりの根本となる考え方です。

その実現のためには、行政と市民社会の様々な主体が、自立、対等、責任、信頼をもって、 役割分担を改めて見直しながら、社会全体を支えるという考え方が必要です。

① 「人」 生き生き輝く人づくり

市民協働の推進によりめざす社会は、誰もが自由な選択肢を持ち、可能性や意欲を制約されずに能力を発揮できる寛容な支え合いの社会です。

市民一人ひとりが、まちづくりの当事者として意欲を持って、社会に貢献していくことは、市民一人ひとりの自己実現につながるだけではなく、秋田市を元気にする原動力となります。

② 「まち」 住民自治のまちづくり

市民協働によるまちづくりは、NPOやボランティア、地域の住民など、市民が当事者として主体的に関わっていくまちづくりです。

本市では、地域の課題を地域で解決できるよう、市民が当事者として市とそれぞれの責任と役割分担のもと、お互いが持つ特性を生かしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決できる行政のあり方を志向してきました。

市民が当事者として、「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」ために取り組むことは、住民自治の理念の実践にほかならず、市民協働の推進は住民自治の充実をめざすことにつながります。

③ 「くらし」 絆で支え合うくらしづくり

市民がまちづくりに主体的に参加することは、誰もが社会的に孤立・排除されることなく、構成員として社会とのつながりを持ち、地域の絆を深め、支え合いながら共生していく社会の実現につながります。

また、市民活動を通して人的なネットワークが展開していけば、相互にさらなる活動の 発展可能性が生まれ、人々の信頼関係や絆、社会的ネットワークが充実した豊かな社会を実 現することになります。

4 市民協働を推進するための基本方針

(1) 市民の公益活動への参画促進(参加から参画へ)

広報や情報公開制度等による市政情報へのアクセスやしあわせづくり秋田市民公聴条例による意見聴取機会の確保、市民交流サロン、市民サービスセンターの設置、地域づくり組織の設立等、市民の参加を促進するための環境が整ったことから、市民が公共的活動に主体的に参画しやすい環境を整えます。

① 市民交流サロンを中心に市民活動への参画を促進します

●市民への情報提供方法の見直し

市民や市民活動団体等への情報提供方法について、広報あきた等の紙面やホームページだけでなく、ソーシャルメディア等の様々な媒体を通じて実施するほか、市民活動団体の活動現場を直接取材し生の声を発信する等市民活動への参加促進につながるよう発信する情報内容に留意します。

●気軽に市民活動団体に参画できるしくみづくり

既存の市民活動団体等と連携し、市民活動入口講座、市民活動フェスタ等に参加した市民が、気軽に市民活動団体の活動に参画できるようなきっかけをつくります。

② 市民サービスセンターを中心に地域活動への参画を促進します

●地域住民への情報提供の見直し

住民や町内会、地域団体等への情報提供について、広報あきた等の紙面やホームページだけでなく、地域づくり組織が発行する会報やソーシャルメディア等の様々な媒体を通じて実施するほか、地域活動団体の活動現場を直接取材し生の声を発信する等地域活動への参加促進につながるよう発信する情報内容に留意します。

●気軽に地域活動に参画できるしくみづくり

既存の地域活動団体等と連携し、まちづくりセミナー、センターまつり等に参加した地域住民が、気軽に地域活動団体等の活動に参画できるようなきっかけをつくります。

(2) 公共の担い手の支援

市民協働を推進するためには、多様な担い手が自立してそれぞれに公共を支えていく必要があることから、市民活動全般の活動促進を図ります。

① 市民交流サロンを中心に市民活動団体への支援を拡充します

市民交流サロンにおける情報提供・発信、交流企画、活動支援講座、市民活動支援アド

バイザーによる支援等の一層の充実を図り、NPO、学生、ボランティア等による市民活動 が活動実績を重ねながら、公共を支える存在へ成長するよう支援します。

具体的には、地域づくり交付金※1の対象を市民活動団体等に広げることや、リーダー研修や資金調達に関する研修の実施等により市民活動団体の法人化や体制強化に向けた支援を行い、将来的に中間支援組織※2の機能を市民活動団体が果たすような環境をつくります。

② 市民サービスセンターを中心に地域活動団体への支援を拡充します

市民サービスセンターにおける情報提供・発信などの地域支援活動や地域づくり交付金により、個々の地域住民で構成される町内会等が住みよいまちづくりを目指す主体的な活動に取り組み、さらに地域が活性化するよう支援します。

具体的には、市民サービスセンター職員と地域住民が顔の見える関係を作ることにより、 町内会をはじめとした地域活動団体への縦割り行政による事務的な負担軽減に努め、町内会 長等の地域のリーダーが地域で活動できる時間を増やすとともに、地域づくり交付金の先駆 的事例、地域実情にあった好事例等が市内全域に広がるよう町内会等の地域団体を対象とし た事例発表会や新任町内会長を対象とした座談会の開催等により地域活動が活性化するよ う支援します。

※1「地域づくり交付金」

個性ある地域づくりおよび地域の課題は地域で解決することを目指し当該活動に取り組む団体を交付金により支援する 事業。

※2「中間支援組織」

市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立されたNPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。(「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン 」平成23年2月内閣府)

(3) 未来をつくる市民協働事業の実践

新しい公共を推進していくためには、市と市民、市民活動団体、企業等が対等な関係のもと連携し公共的な財・サービスの提供主体となっていくことが必要であるため、こうしたしくみを浸透させて、多様な主体とともに未来を創造していきます。

① 多様な主体との連携を促進する人材を育成・フォローします

行政と市民活動等の違いを理解し、多様な主体との連携を促進できる人材として、市職員・市民「つむぎすと」等の育成をするとともに、「つむぎすと」等が具体的に行う活動のフォローをします。

② マッチング機会を創出します

市民活動団体等(企業のCSR含む)が、情報交換をしながら顔の見える関係性を築く場(市民協働ミーティング)をつくることにより、それぞれの活動の幅を広げつつ、新しい活動の創出や課題解決につながるようコーディネートを図ります。

③ 市民協働事業提案を事業化します

市と市民活動団体等が協働して地域課題や社会的課題に取り組む事業の提案を公募し、 秋田市協働サポート交付金事業として実施することにより、市民協働のモデルケースを増 やしていきます。また、事業実践の過程で、企業も含めた多様な主体との連携により事業 効果を高めるよう支援するほか、事業終了後、地域愛形成事業等※1の実践、国・県の交付 金への申請、コミュニティビジネスへのチャレンジに向けて働きかける等事業の発展的な 継続に向けた支援をします。

④ 連携するためのルールをつくります~市民協働のマニュアル~

多様な主体との連携には、様々な形があることから、契約手法や実践例も含めたマニュアルを整備し、市民協働を市および市民に広げていきます。

※1「地域愛形成事業」

現在、市民(町内会、NPO、地域づくり組織等)から自らが主体となって実施しようとする事業(本市が現在行っている又は行う計画がある)の提案募集を行い、審査を経て提案事業を採択したものについて、次年度に委託契約し、事業を実施するもの。

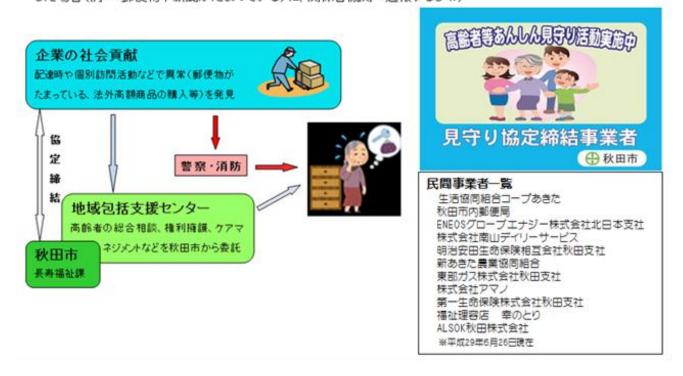
【市と市民の役割分担の関係図(行政サービスの提供範囲内)】

「私」の領域		市民協働		「公」の領域
市民活動の領域				
市民主体	市民主導	市民 /行政	行政主導	行政主体
市民の責任と主 体制によって独 自に行う私的な 活動領域	市民の主体性 もとに行政と協 して行う領域		行政の主導によ り、市民の協力や 参加を得て行う領 域	行政の責任と主 体性によって独 自に行う領域
		市民協働のかたち		
	後援、補助、事 協力など	詳 共催、実行委員 会、協定など	企画立案への参 画、委託など	
		具体例		
自分や家族のこと、サークル活動、 地域行事など	地域づくり交付 による地域美化 防犯活動など		地域づくり組織に よる指定管理、市 民一斉除雪、地 域愛形成事業な ど	許認可、行政処 分、公権力行使 など

【市民協働の実践例】

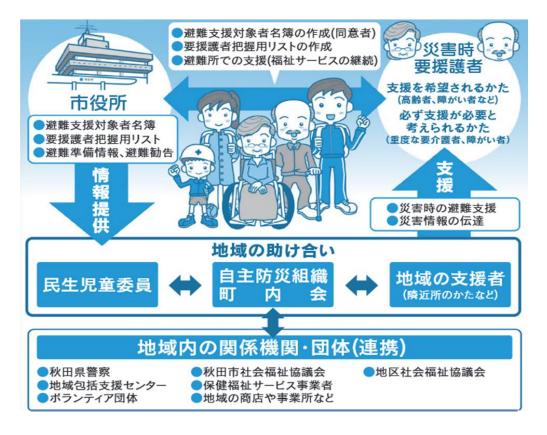
●高齢者安心見守りネットワーク

業務上高齢者と接する機会の多い事業者が、秋田市との協定に基づき、配達中や戸別訪問中に異変を発見した場合(例・・・郵便物や新聞がたまっている)に、関係各機関へ通報するしくみ



●災害に備えた支え合いの地域づくり

高齢者や障がい者などの災害時要援護者が無事に避難できる体制づくりのため、市から地域に対して要援護者の情報提供を行い、また、地域での取組を支援するしくみ



(4) 地域特性を生かした魅力的な未来のまちづくり

地域の特性を生かした個性的で魅力的なまちを形成・維持していくためには、秋田市(団体自治)とそこに住む住民(住民自治)がともにレベルアップ(団体自治・住民自治の充実)し、地域における公共(行政サービスも含む)を、従前のように市だけが担うのではなく、地域づくり組織を中心とした市民や町内会、ボランティア、NPO、その他の民間セクターなどが、適切な役割分担のもと相互に連携しながら担うという新たな仕組み(市民協働・都市内地域分権)への転換を進めています。

その一環として、これまでの行政手法ではなく、各市民サービスセンターと地域づくり組織を中心とした地域住民が、白紙から本音で議論を重ね、特色ある未来のまちづくりを計画から一緒に考え実践します。

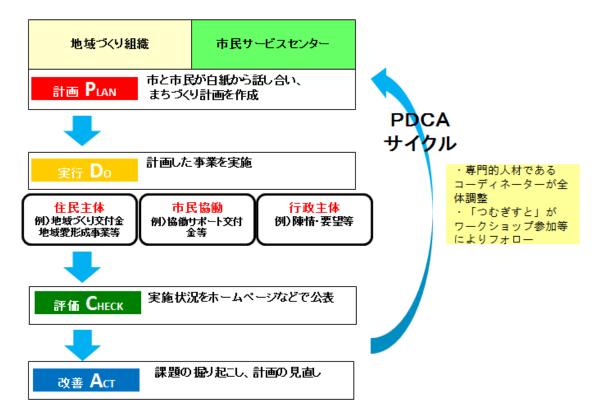
① 地域の未来をみんなで創造していく事業を実施します

地域の魅力や地域資源を活かした特色あるまちづくりの実践として、各市民サービスセンターと地域づくり組織を中心とした地域住民がワークショップ等の手法により白紙から一緒に考え、計画を立て、計画した事業を役割分担により実施し、地域づくり組織のホームページや会報等で公表し、地域住民の意見を聞きながら、改善する作業を繰り返します。

具体的には、住民主体で実現可能な簡単なまちづくり計画からスタートし、PDCAサイクルで繰り返し、実施します。

計画や事業の内容よりも、住民が当事者意識を持ってどれだけ主体的に参画して作った計画であるかに比重を置きます。

【実施イメージ図】



② 地域づくり組織を核として多様な主体と連携します

住民自らが立てた計画を具体的に実現していくためには、住民主体で実施するもの、行政 主体で実施するもの、行政だけではなく、地域づくり組織を中心とした多様な主体(市民 や町内会、ボランティア、NPOその他の民間セクター)と連携して実施するものに事業 仕分けをし、実践していく必要があります。

こうした事業を通じ、市民サービスセンターと地域づくり組織を中心とした多様な主体 との実践的な連携体制を構築していきます。

指針体系

チャレンジ

~自分ごととして考え、やってみよう~

I市民の公益活動への参画促進(参加から参画へ)

公益的活動に主体的に参画しやすい環境整備

●市民・地域活動への参画を促進します

情報提供の見直し、気軽に参画できるしくみづくり

市民の活動

- ①SC、サロンの利用
- ②セミナー、講座、SCまつり、市民活動 フェスタ等への参加
- ③市民活動への参画

市の対応

- ①SC、サロンの利用促進
- ②セミナー、講座、SCまつり、市民活動 フェスタ等を開催
- ③市民活動への参画促進

ステップアップ

~活動をレベルアップし、公共サービスの担い手になろう~

Ⅱ公共の担い手の支援

公共を支えていく市民の公益的な活動全般の促進

●市民・地域活動団体への支援を拡充します 活動資金調達、法人化に向けた市民活動団体の育成

市民の活動

- ①SC職員、サロンアドバイザーへの相談
- ②地域づくり交付金を活用し事業を実践
- ③市民活動を実践し、地域・社会課題の解決、地域活性化、法人化に向けた活動

市の対応

- ①アドバイス
- ②地域づくり交付金活用に向けた支援
- ③活動活性化、法人化に向けた支援

パートナーシップ

~未来の公共を秋田市とともに創りだそう~

Ⅲ未来をつくる市民協働事業の実践

多様な主体と未来を創造

- ●多様な主体との連携を促進する人材を 育成・フォローします っむぎすと講座等の実施
- ●マッチング機会を創出します

市民協働ミーティング等の実施

- ●市民協働事業提案を事業化します 協働サポート交付金、地域愛形成事業等の実施
- ●連携するためのルールをつくります 市民協働のマニュアル等の整備

市民の活動

- ①市職員との合同のつむぎすと講座への参加
- ②市民協働ミーティングで多様なセクター と連携
- ③協働サポート交付金事業の実施
- ④地域愛形成事業、県・国交付金、コミュニティビジネス等へのチャレンジ

市の対応

- ①つむぎすと講座、市民協働ミーティング を開催し、多様なセクターとの連携促進
- ②協働サポート交付金の提案内容の確認や 関係課との調整
- ③地域愛形成事業、県・国交付金、コミュニティビジネス等へのチャレンジ支援

Ⅳ地域特性を生かした魅力的な未来のまちづくり

住民主体で特色あるまちづくりを実践

●地域の未来をみんなで創造していく事業を 実施します

市と地域住民が白紙から協議し計画策定

●地域づくり組織を核として多様な主体と 連携します

多様な主体と連携しながら、事業を実践

市民の活動

- ①地域まちづくり計画策定のためのワーク ショップへの参加
- ②地域づくり組織等と連携し、事業を実施

市の対応

- ①地域まちづくり計画策定のためのワークショップ開催
- ②住民主体の事業実施支援

資料

市民協働指針策定懇話会設置要綱

平成29年5月30日 市 長 決 裁

(目的および設置)

第1条 住民自治の理念の下、市民の参加と協働によるまちづくりを目指す市民協働指針 (仮称)(以下「指針」という。)を策定するため、市民協働指針(仮称)策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、指針の策定に関する助言および提言を行うものとする。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員5人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民活動関係者
 - (3) 地域活動関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長が委嘱した日から平成30年 3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

- 第5条 懇話会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長および副委員長を互選する最初の懇 話会は、市長がこれを招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を 聴取することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、中央市民サービスセンターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、懇話会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

市民協働指針策定懇話会委員

111 EC	力氏協働指針策定懇話会委員					
区分	氏名	所属	主な活動実績等			
学識経験者	谷口 吉光	秋田県立大学 地域連携・研究推進 センター教授	専門は環境社会学、農業食料社会学。NPO 法人地産地消を進める会代表理事、NPO 法人あきた地域資源ネットワーク理事など社会活動の実績多数。つむぎすと講座講師。秋田市協働サポート交付金事業に関する審査委員会委員長			
市民活動	佐藤 郁子	秋田ふき粉会 代表	市民交流サロン初代アドバイザー。食農連携、地域資源の利活用、エイジフレンドリー、地球温暖化防止活動など本市関係事業にも多数参加。秋田市女性人材リスト登録			
動関係者	齊藤 夏帆	秋田公立美術大学 学生	つむぎすと。あらやちゃぷちゃぷ大学の中心メンバー として、学生が参加し、地域資源と地域の人をつなぐ 活動を実践中			
地域活動関係者	加藤 照子	赤平婦人会 会長 赤平ピンコロサロン 代表 民生・児童委員	婦人会会長、ピンコロサロン代表、河辺地域包括支援 センター圏域の協議体委員として、伝統食、伝統行事 の復活をテーマに地域コミュニティの復興活動の他、 民生·児童委員として、通学児童、独居高齢者の見守り 等を実施中			
	黒崎、義雄	東部地域づくり協議会理事	つむぎすと。東地区社会福祉協議会会長として、地域 住民の集いの場となるサロン「ふらっとさん」を開設 するなど地域活動を実践中			